令和８年度　児童相談業務事務員（育児・介護代替会計年度任用職員）採用選考実施要項

１　職名及び募集人数

児童相談業務事務員　１名

２　勤務場所

足立児童相談所（足立区西新井本町三丁目８番４号）

３　職務内容

児童福祉司・児童心理司業務に関する補佐業務（以下、業務内容例示）

※　相談・助言・指導・心理判定等の業務は、児童福祉司や児童心理司が行います。

（１）児童記録等の入力補佐業務

（２）関係機関からの照会対応業務

（３）各種会議の調整・書記業務

（４）保護者面接時の児童見守り

（５）児童移送時の送迎付き添い

（６）愛の手帳（東京都療育手帳）申請受付業務　等

４　選考申込資格　※（１）から（４）までの全てに該当する者

（１）児童養護及び児童の健全育成に対する見識があり、児童福祉の促進に熱意のある者

（２）次のアからカまでのうち、いずれかに該当する者

ア　児童福祉司の任用資格を有する者

イ　児童指導員の任用資格を有する者

ウ　社会福祉士の資格を有する者

エ　保育士の資格を有する者

オ　学校教育法に基づく大学において心理学、教育学、社会学若しくは社会福祉学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

カ　その他アからオまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

（３）事務処理（Excel、Word 等のパソコン操作を含む）について、一定程度の能力を有する者

（４）災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる者

５　任用期間

任用開始日から令和９年３月３１日まで

※　任用後原則１月は条件付採用期間です。条件付採用期間中の勤務実績が良好であった場合、正式採用となります。

※　任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、通算して連続４回まで公募によらずに再度任用される可能性があります。

なお、期間を定めた任用であり、令和９年４月１日以降の任用を保障するものではありません。

※　妊娠出産休暇、育児休業を取得している職員の代替であり、復職状況により、任期が短縮される可能性があります。

６　勤務日数・勤務時間

（１）　勤務日数

月１６日

所定の会議がある日（水曜日）は原則出勤日となります。

（２）　勤務時間

１日７時間４５分

午前９時から午後５時４５分まで又は午前８時３０分から午後５時１５分まで

※　業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務を命じることがあります。

７　報酬額

月額２０８，１００円（改定される場合があり）

通勤手当相当額を別途支給（上限１５０，０００円／月）

※　一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給

８　休暇等

（１）　有給

年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇

（２）　無給

病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業

※　一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

※　病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。

９　社会保険

共済組合、厚生年金保険、雇用保険を適用

※　一定の要件を満たす場合

10　選考方法

（１）第一次選考

選考申込の際に提出する履歴書及び作文による書類審査

（２）第二次選考

第一次選考合格者に対して行う人物及び職務遂行に必要な知識等についての個別面接

11　第一次選考

（１）　提出書類

次の応募書類を電子メールで送付してください。

なお、応募書類は返却しませんのであらかじめ御了承ください。

ア　会計年度任用職員申込書（別紙１）

※　正面顔写真を貼付してください。申込書への貼付が難しい場合、写真データをメールに直接添付しても構いません。

イ　作文

課題　「これまでの経験を応募業務にどのように活かすことができますか。」（児童にかかわる経験のほか、学校や仕事、育児など応募業務に活かしたい経験があれば記載してください。）

字数　８００字程度

（２）応募期間

随時募集

※　順次選考を行い、合格者が任用予定人数を満たした場合は、応募を締め切ります。

（３）申込先

送付先メールアドレス：S1143701@section.metro.tokyo.jp

送付時の件名：会計年度任用職員採用選考応募（児童相談業務事務員）

※ **郵送又は持参による応募は受け付けていません。**（東京都足立児童相談所が、やむを得ない事情があると認めた時は、郵送での申込みを受け付けます。事前にお問合わせください。）

※ **申込みを確認しましたら、返信メールをお送りします。数日お待ちいただいても返信メールが届かない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。**

12　第二次選考日及び選考会場

集合日時及び選考会場の詳細については、第一次選考合格者に対し別途通知します。

13　選考結果の通知

合否にかかわらず、応募者全員に郵送で通知します。

※選考経過及び結果に関するお問い合わせには、一切対応できませんのでご了承ください。

14　特記事項

本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

15　問合せ先

〒１２３－０８４５

東京都足立区西新井本町三丁目８番４号

東京都足立児童相談所相談援助課管理担当

電話０３－３８５４－１１８１